

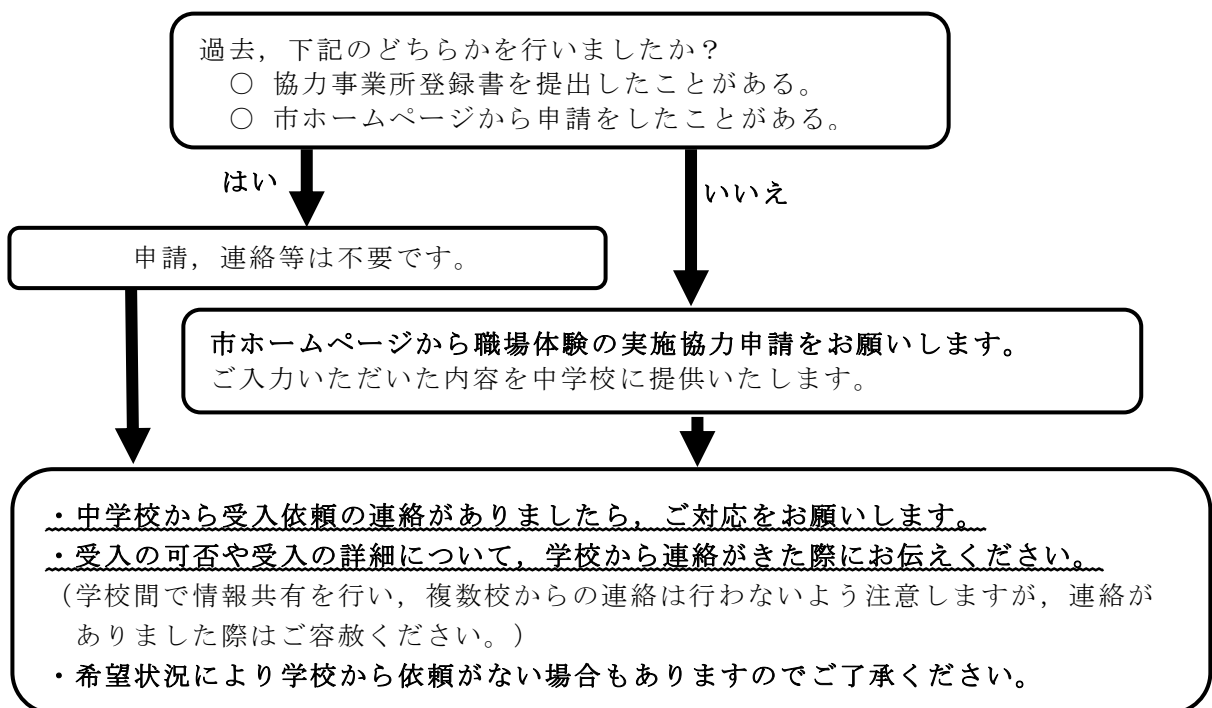
1 令和6年度から変更すること

①紙面による協力事業所登録書の廃止

これまで、全ての事業所に毎年度「協力事業所登録書」の提出をお願いしていましたが、市教育委員会からの紙面による登録書の送付を廃止し、新規事業者のみ市報や市HPから受入を募集します。これまで受入実績のある事業者は追加での申請は不要となります。

学校からは、「これまでの受入実績事業所」及び「市ホームページからの新規受入事業所」の中から体験依頼のご連絡をさせていただきます。

以下フローチャートを確認のうえ、引き続き事業へのご協力をお願いいたします。



②受入実施中に掲示する掲示物について

「職場体験実施中」と書かれたのぼり旗の貸出とポスターの配布の2種類を用意します。ご都合に合わせてご活用ください。

2 市ホームページ事業者申請フォーム

新規で受入れをいただける事業者におかれましては、以下URL若しくはQRコードから申請をお願いいたします。

【URL】

<https://logoform.jp/form/tbbj/499689>

【QRコード】

